

所管事項調査に関する資料

目 次

- 1 地域包括支援センター受注候補者の選定状況について……………P 2 ～ 6
 - 2 重層的支援体制整備事業について……………P 7 ～ 16
- CONNECT～つなぐ～ 長崎市相談窓口紹介パンフレット……………別冊
- 福祉の懸け橋 多機関型地域包括支援センター 事例集……………別冊

福 祉 部

令 和 5 年 9 月

○地域包括支援センター受注候補者の選定状況について

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が継続できるよう、高齢者やその家族に対する総合相談や支援困難ケースへの対応、介護予防、地域の福祉・保健・医療等の関係機関との連携による高齢者の支援体制づくり等を一体的に実施する役割を担う地域包括支援センターを市内 20 か所に設置している。令和 5 年 11 月 30 日で 5 年間の長期継続契約が終了することから、公募を行い受注候補者を選定することとした。

1 選定までの経過

(1) 選定方法

公募により受注者を選定するにあたり、公正、公平に専門的な見地から多角的に審査を行うため、長崎市附属機関に関する条例及び長崎市類型の附属機関に係る審査会規則に基づき、第三者からなる長崎市包括的支援事業等業務委託受注者選定審査会を設置し、選考基準、募集要項に関する事項及び受注候補者の選定審査を行った。

(2) 長崎市包括的支援事業等業務委託受注者選定審査会委員の構成

区分	氏名	所属団体
会長	永田 康浩	長崎大学大学院医歯薬学総合研究科地域包括ケア教育センター
委員	大町 由里	長崎市介護支援専門員連絡協議会
委員	鎌田 秀一	長崎県作業療法士会
委員	小林 末文	長崎市民生委員児童委員協議会
委員	佐田 英二	長崎県弁護士会

(3) 選定のスケジュール

時 期	内 容
令和5年4月17日(月)～4月24日(月)	選考基準及び募集要項の審議・決定
令和5年5月11日(木)	募集要項公表
令和5年5月19日(金)～7月7日(金)	募集期間
令和5年6月13日(火)～7月7日(金)	応募書類受付
令和5年7月13日(木)～8月7日(月)	書類審査及びヒアリング審査
令和5年8月10日(木)	結果の通知
令和5年8月14日(月)	結果の公表

(4) 選考基準

大項目	中項目
業務の実効性・継続性・安定性	法人運営の基本方針
	法人の地域活動
	地域包括支援センター運営の基本方針
	地域のニーズに応じた地域包括支援センター業務の運営
業務の基盤	管理運営体制・安定した経営

2 応募状況 18か所に延20法人応募（医療法人6、医療法人社団1、一般社団法人2、社会福祉法人11）

3 地域包括支援センター受注候補者 法人数14法人（延18法人）

	センター名	法人名
1	東長崎地域包括支援センター	社会福祉法人 恵仁会
2	日見・橘地域包括支援センター	医療法人 健正会 大久保病院
3	桜馬場地域包括支援センター	一般社団法人 長崎市医師会
4	片淵・長崎地域包括支援センター	一般社団法人 長崎市医師会
5	大浦地域包括支援センター	医療法人社団 春秋会
6	江平・山里地域包括支援センター	医療法人 稲仁会
7	西浦上・三川地域包括支援センター	医療法人 友愛会
8	緑が丘地域包括支援センター	社会福祉法人 致遠会
9	淵地域包括支援センター	社会福祉法人 致遠会
10	小江原・式見地域包括支援センター	医療法人 昌生会
11	西部地域包括支援センター	社会福祉法人 長崎厚生福祉団
12	岩屋地域包括支援センター	社会福祉法人 平成会
13	滑石・横尾地域包括支援センター	社会福祉法人 平成会
14	三重・外海地域包括支援センター	(再公募中)
15	琴海地域包括支援センター	社会福祉法人 五蘊会
16	小島・茂木地域包括支援センター	社会福祉法人 優輝会
17	戸町・小ヶ倉地域包括支援センター	【新規】社会福祉法人 五蘊会
18	土井首地域包括支援センター	(再公募中)
19	深堀・香焼地域包括支援センター	社会福祉法人 清心会
20	南部地域包括支援センター	医療法人 蘭佑会

4 再公募選定のスケジュール

時 期	内 容
令和5年7月12日(水)	募集要項公表
令和5年7月13日(木)～9月8日(金)	募集期間
令和5年8月24日(木)～9月8日(金)	応募書類受付
令和5年9月中旬	書類審査及びヒアリング審査
令和5年9月下旬	結果の通知・公表

5 業務開始 令和5年12月1日

【参考】地域包括支援センター一覧

(令和5年3月末現在、単位：人)

No.	センター名	人口	高齢者数	高齢化率
1	東長崎地域包括支援センター	23,655	5,849	24.7%
2	日見・橘地域包括支援センター	20,994	6,454	30.7%
3	桜馬場地域包括支援センター	20,741	7,090	34.2%
4	片淵・長崎地域包括支援センター	24,318	8,015	33.0%
5	大浦地域包括支援センター	19,725	7,447	37.8%
6	江平・山里地域包括支援センター	32,548	9,216	28.3%
7	西浦上・三川地域包括支援センター	32,192	11,068	34.4%
8	緑が丘地域包括支援センター	18,949	6,756	35.7%
9	淵地域包括支援センター	14,266	4,372	30.6%
10	小江原・式見地域包括支援センター	12,542	4,903	39.1%
11	西部地域包括支援センター	21,869	7,478	34.2%
12	岩屋地域包括支援センター	21,296	7,162	33.6%
13	滑石・横尾地域包括支援センター	19,049	7,058	37.1%
14	三重・外海地域包括支援センター	23,069	6,895	29.9%
15	琴海地域包括支援センター	11,865	4,330	36.5%
16	小島・茂木地域包括支援センター	22,961	8,979	39.1%
17	戸町・小ヶ倉地域包括支援センター	20,436	6,521	31.9%
18	土井首地域包括支援センター	13,490	5,214	38.7%
19	深堀・香焼地域包括支援センター	9,222	3,739	40.5%
20	南部地域包括支援センター	13,996	6,610	47.2%
合 計		397,183	135,156	34.0%

重層的支援体制整備事業(社会福祉法第106条の4)の概要

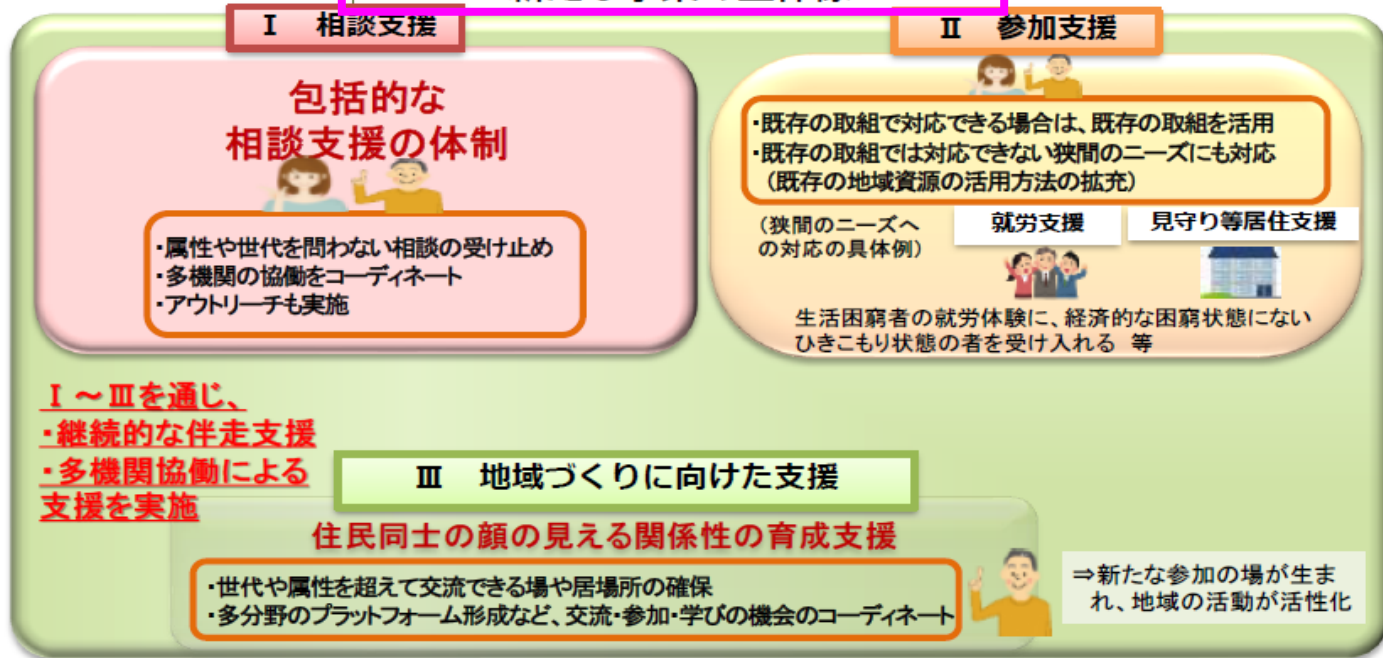
- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化(※)する中、従来の支援体制では課題がある。
 ▼属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。
 ▼属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きい。
 - このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとすることが必要。
- (※)一つの世帯に複数の課題が存在している状態(8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど)、世帯全体が孤立している状態(ごみ屋敷など)

社会福祉法に基づく新たな事業(「重層的支援体制整備事業」社会福祉法第106条の4)の創設

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援**を一体的に実施する事業を創設する。
- 新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく任意事業。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は必須
- 新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、**交付金を交付**する。

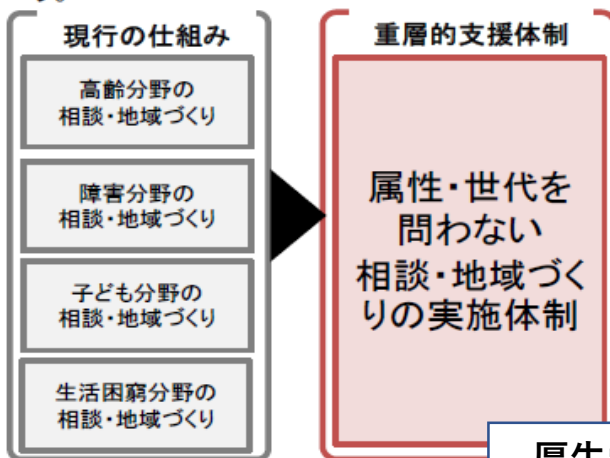
→ 令和3年4月1日施行

新たな事業の全体像



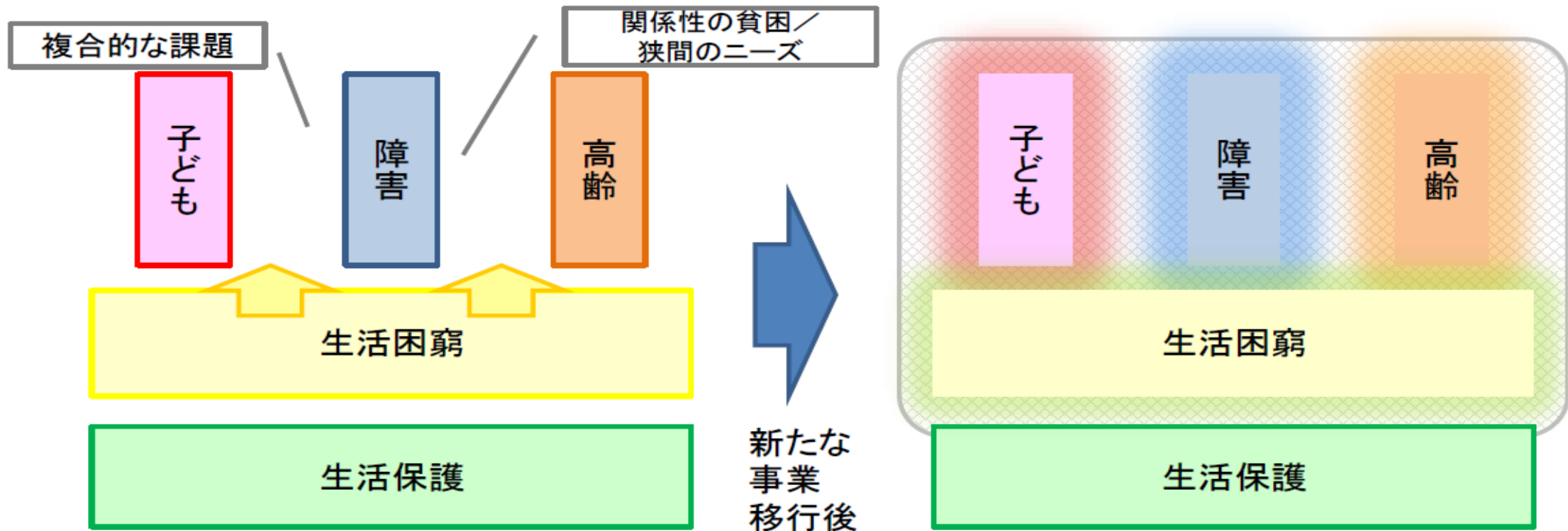
相談支援・地域づくり事業の一体的実施

- 各支援機関・拠点が、属性を超えた支援を円滑に行うことを可能とするため、国の財政支援に関し、**高齢、障害、子ども、生活困窮の各制度の関連事業について、一体的な執行**を行う。



重層的支援体制整備事業の意義

- 市町村全体の支援関係機関で「包括的な支援体制」を構築できるようにする。
※新しい「窓口」をつくるものではない
 - すべての住民を対象に
 - 既存の支援関係機関を活かしてつくる
 - 継続的な伴走支援に必要な「協働の中核」「アウトリーチ等の継続的支援」「参加支援」の機能を強化
- 支援体制に必要な費用について、各分野統一して「重層的支援体制整備事業」を実施するための費用として財政支援を行う。
 - 各分野で定められた相談支援機関の機能を越えた支援が可能となる。
- これまでも各分野ごとに包括的かつ継続的な支援を指向してきたところであるが、今一度地域共生の理念を共有し、支援関係機関の連携し市町村全体の包括的な支援体制の構築に取り組むことで、多様な分野と連携したソーシャル・ワーク・仕組みづくりを一層充実させることができる。



令和5年度 重層的支援体制整備事業 実施予定自治体（R4.11時点）

	実施予定自治体数	実施予定自治体								
		福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県	中核市
重層的支援体制整備事業	189	5	1	0	2	5	4	0	0	33

※九州管内の中核市実施自治体：久留米市

令和5年度 重層的支援体制整備事業への移行準備事業 実施自治体（R5.7時点）

	実施自治体数	実施自治体								
		福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県	中核市
重層的支援体制整備事業への移行準備事業	280	10	1	6	12	10	7	9	2	16

※九州管内の中核市実施自治体：長崎市、佐世保市、大分市、鹿児島市

※長崎県実施自治体：長崎市、佐世保市、平戸市、五島市、西海市、佐々町

多機関型包括的支援体制構築事業（長崎市）

- ・ 少子高齢化や単身世帯の増加、地域のつながりの希薄化などが進み、福祉ニーズも多様化、複雑化してきている中、高齡、障害、子育て、生活困窮など多分野・多機関に渡る福祉分野に関連する相談に、ワンストップで対応するための相談窓口(多機関型地域包括支援センター)を設置し、福祉分野に関連する複合的な課題を抱える者へ適切な支援を提供する。
- ・ 本事業は地域共生社会の実現に向けた国のモデル事業として開始し、事業運営については地域包括支援センターを運営する法人（2箇所）へ委託して実施。
- ・ 平成28年10月から実施。
令和3年度～ 重層的支援体制整備事業への移行準備事業(多機関協働・アウトリーチ支援・参加支援 実施)
国庫補助率：事業費の3/4（生活困窮者就労準備支援事業費補助金）
令和6年度～ 重層的支援体制整備事業へ移行（予定）

現状

- ・ 人口減少・少子高齢化
- ・ 単身世帯の増加
- ・ 地域のつながりの希薄化
- ・ 福祉ニーズの多様化・複雑化
- ・ 分野別の相談支援体制

課題

- ・ 単独の相談機関では対応できない
- ・ 複合的な課題への分野横断的な対応
- ・ 制度の狭間などで適切な支援が受けられていない

対応

- ・ 相談受付の包括化（ワンストップ窓口）
- ・ アウトリーチ（伴走型支援）
- ・ 適切なアセスメントと支援のコーディネート
- ・ 地域ごとの相談支援ネットワーク構築
- ・ 地域全体で支える体制づくり

重層的支援体制整備事業における長崎市の取組み

事業名	事業概要	長崎市における多機関型地域包括支援センターの取組み
包括的相談支援事業 （社会福祉法第106条の4第2項第1号）	<ul style="list-style-type: none"> ・属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める ・支援機関のネットワークで対応する ・複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働事業につなぐ 	<ul style="list-style-type: none"> ・重層的支援会議の主催や相談支援包括化推進会議、関係機関の会議に参加し、世帯支援の視点で支援をコーディネート（何から解決すべきか、支援者がいない家族はどうするかなど）し、必要な支援や相談先につなぐ。 ・長崎市自殺対策実務者連絡会議における庁内関係26課及び外部2関係機関（長崎市生活支援相談センター、多機関型地域包括支援センター）との「困りごと相談連絡票（福祉版）」を活用した相談内容の情報共有と連携。 ・特別滞納整理室と収納課が実施している「困りごと相談連絡票（債権版）」を活用した相談内容の情報共有と連携。
参加支援事業 （社会福祉法第106条の4第2項第2号）	<ul style="list-style-type: none"> ・社会とのつながりを作るための支援を行う ・利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる ・本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・こころ未来高校 校内居場所カフェ：空き教室等を利用して定期的に開設し、個別支援・退学予防・社会的孤立を防ぐ支援や高校生への「社会に出てから役立つ授業」の実施。 ・琴海中学校における居場所づくり：普段から教師、親以外の大人と交流できる場を校内に設けて、不登校などの改善や潜在的ニーズの掘り起こしを行う。 ・8050問題を把握し、特に支援機関の少ない50へ、既存の社会資源に働きかけ、サービスや支援の拡充を図り、本人やその世帯の支援ニーズや状態に合った支援メニュー作りに取り組む。 ・子ども食堂を通じて子どもの食育や居場所づくり、それを契機として高齢者や障害者を含む地域住民の交流拠点となるような支援を実施。
地域づくり事業 （社会福祉法第106条の4第2項第3号）	<ul style="list-style-type: none"> ・世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する ・交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする ・地域のプラットフォームの形成や地域における活動の活性化を図る 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域でできそうな支援や支援体制については、相談支援包括化推進会議（既存の地域のネットワーク会議での情報提供含む）で協議していく。（例：三重地区子ども支援ネットワーク） ・専門職向けの事例集(福祉の懸け橋)の改訂、相談窓口パンフレット(CONNECT)の発行。 ・高齢・障害・子育て・地域の相談窓口・サービス等記載の社会資源マップの作成。
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 （社会福祉法第106条の4第2項第4号）	<ul style="list-style-type: none"> ・支援が届いていない人に支援を届ける ・会議や関係機関とのネットワークの中から潜在的な相談者を見付ける ・本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く 	<ul style="list-style-type: none"> ・潜在的なニーズを早期に発見するために、支援関係機関や、地域住民等と連携し、これらのつながりの中から相談や課題を抱えた人を把握する。 ・本人同意がない場合や引きこもりの事例の場合に、直接自宅等へ訪問し、本人との関係性の構築を行う。
多機関協働事業 （社会福祉法第106条の4第2項第5号）	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村全体で包括的な相談支援体制を構築する ・重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす ・支援関係機関の役割分担を図る 	<ul style="list-style-type: none"> ・支援関係機関（地域包括支援センターや居宅介護支援事業所、医療機関等）からつながれた、複雑化・複合化した支援ニーズを有する事例等に対して重層的支援会議等を通して支援のコーディネートをする。

モデル事業から重層的支援体制整備事業への移行準備事業における効果②

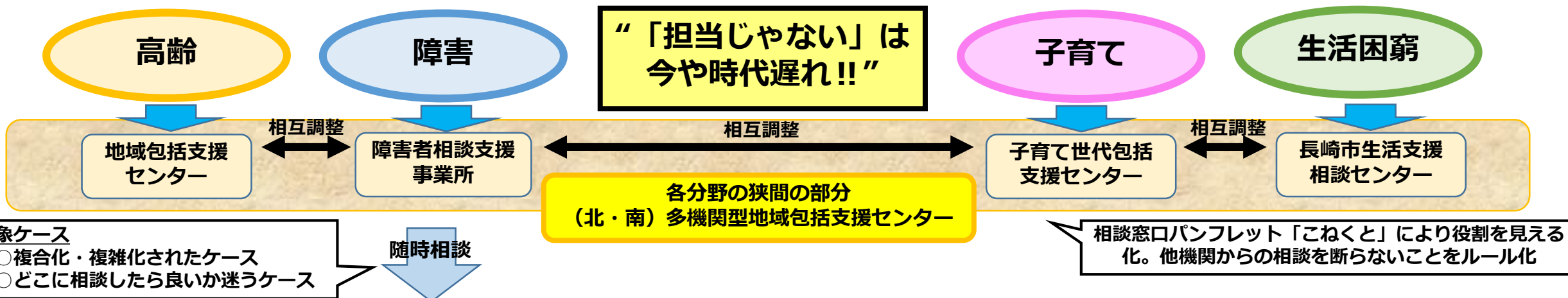
平成28年10月より多機関型地域包括支援センターを設置したことにより、対応できるようになったケース

- 1) 手帳を有していない精神障害者などがいる世帯のケース
- 2) 8050問題
- 3) ひきこもり状態にある方・社会的孤立のケース
- 4) 本人の同意がなかなか取れないケース
- 5) SOSの発信がないケース
- 6) ゴミ屋敷のケース
- 7) アルコール問題を有しているケース
- 8) 親亡き後の障害者のケース など

複合課題を解決するまでの流れ（包括的相談支援体制）

- 各相談機関でこれまで培ってきた各分野の専門性を活かしながら、それぞれの相談機関が連動し、全世代を対象とする「多機関型地域包括支援センター」が複合化・複雑化されたケースに対応をしていく。
- 複数の制度に基づくサービスの組み合わせを多機関型地域包括支援センターが中心となって調整することで、世帯にとって最適なサービスを提供する。

どの機関に相談があっても、市全体で受け止める相談体制



相談支援包括化推進員
 （北・南 多機関型地域包括支援センター）
 【役割】対象のケースを関係機関から受付
 ケースの情報整理、関係機関等との連絡調整、会議開催

地域包括ケアシステム推進室
 【役割】庁内関係部署への参加調整等

調整

<重層的支援会議・支援会議を開催>
 【役割】相談支援機関等の役割分担の明確化、情報共有・支援調整

参加支援

多機関による連動した支援の実施

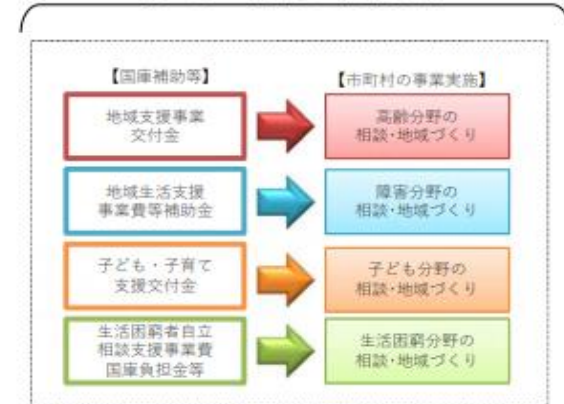
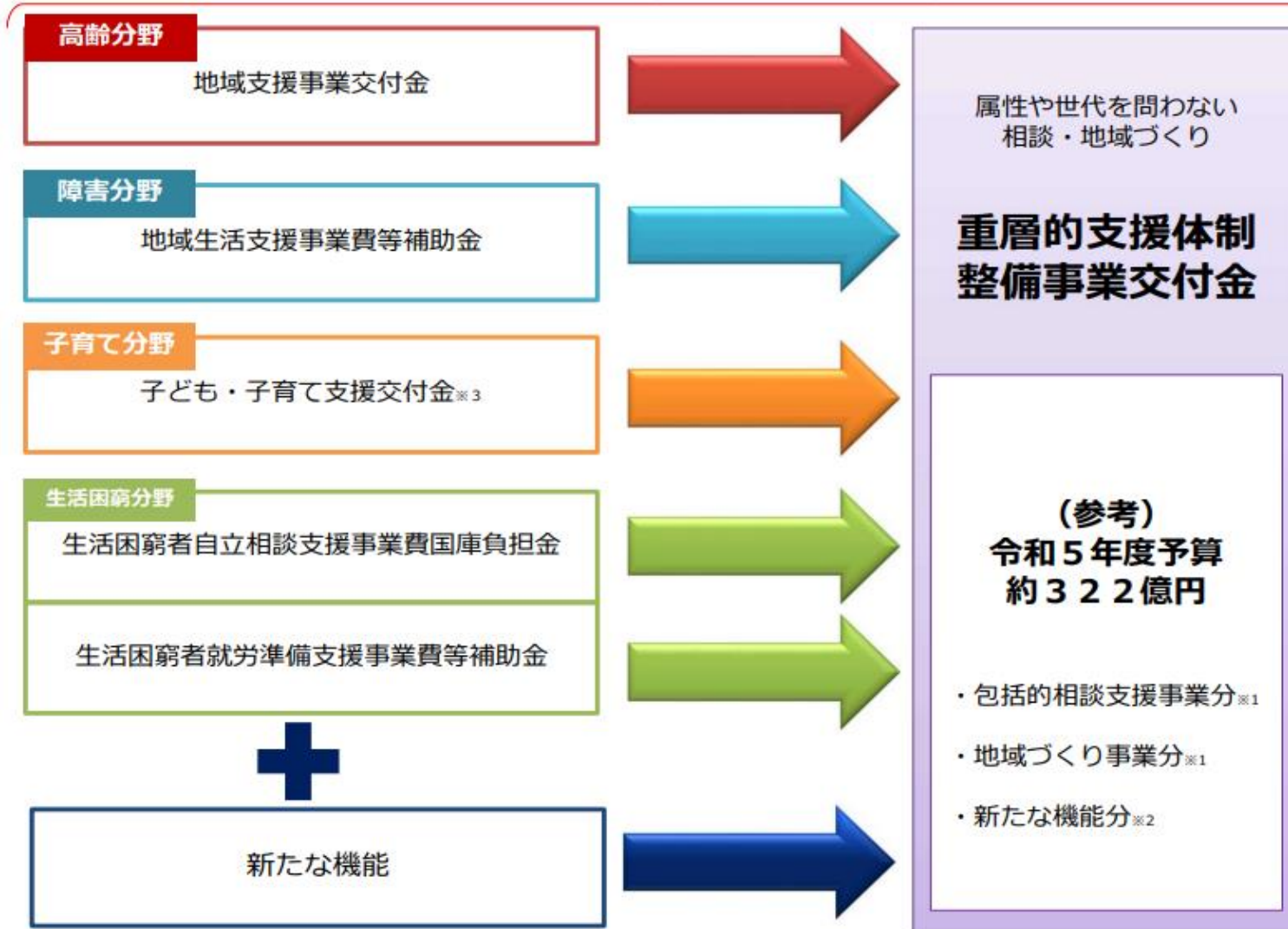
地域づくり

重層的支援体制整備事業交付金について

○重層的支援体制整備事業交付金は、高齢、障害、子育て、生活困窮分野の相談支援や地域づくりにかかる既存事業※1の補助金等を一体化するとともに、多機関協働、アウトリーチ等を通じた継続的支援、参加支援といった新たな機能※2を追加して一括して交付する。

重層的支援体制整備事業（実施は市町村の任意）

（参考：現行の仕組み）



<※1 既存事業について>

- 包括的相談支援事業
 - ・高齢（地域包括支援センターの運営）
 - ・障害（基幹相談支援センター等機能強化事業等）
 - ・子育て（利用者支援事業）
 - ・生活困窮（生活困窮者自立相談支援事業、福祉事務所未設置町村による相談事業）
- 地域づくり事業
 - ・高齢（地域介護予防活動支援事業、生活支援体制整備事業）
 - ・障害（地域活動支援センター機能強化事業）
 - ・子育て（地域子育て支援拠点事業）
 - ・生活困窮（生活困窮者のための地域づくり事業）

<※2 新たな機能について>

- ・多機関協働事業
- ・アウトリーチ等を通じた継続的支援事業
- ・参加支援事業

<※3 子育て分野の予算計上について>

- ・子ども・子育て支援交付金は内閣府計上
- ・重層的支援体制整備事業交付金については、内閣府から予算を移管し、厚生労働省へ計上

重層的支援体制整備事業として一体的に実施する事業

相談支援

	事業名	長崎市該当業務	社会福祉法の事業根拠	事業費負担割合	長崎市の所管課
高齢	地域包括支援センターの運営 (介護保険法第115条の45第2項第1～3号)	地域包括支援センターにおいて実施する次の業務 ○総合相談支援業務 ○権利擁護業務 ○包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	第106条の4第2項第1号イ	国 38.5/100 都道府県 19.25/100 市町村 19.25/100 一号保険料 23/100	福祉部 高齢者すこやか支援課
障害	障害者相談支援事業 (障害者総合支援法第77条第1項第3号)	○基幹相談支援センター事業(※1) ○住宅入居等支援(居住サポート)事業 ○障害者相談支援事業(※2)	第106条の4第2項第1号ロ	国 50/100以内 都道府県 25/100以内	福祉部 障害福祉課
子育て	利用者支援事業 (子ども・子育て支援法第59条第1号)	子育て世代包括支援センター (母子保健型)	第106条の4第2項第1号ハ	国 2/3 都道府県 1/6	こども部 子育てサポート課
困窮	生活困窮者自立相談支援事業 (生活困窮者自立支援法第3条第2項)	生活困窮者自立相談支援事業 (長崎市生活支援相談センターによる相談支援)	第106条の4第2項第1号ニ	国 3/4	中央総合事務所 生活福祉2課

地域づくり

高齢	一般介護予防事業 (介護保険法第115条の45第1項第2号)のうち厚生労働大臣が定めるもの	○地域活動支援事業 (1) 介護予防ボランティア養成事業 (2) 地域支援ボランティアポイント事業 ○生活介護支援サポーター事業 (1) 高齢者ふれあいサロンサポーター養成事業 (2) 施設ボランティア養成講座	第106条の4第2項第3号イ	国 25/100 都道府県 12.5/100 市町村 12.5/100 一号保険料 23/100 二号保険料 27/100	福祉部 高齢者すこやか支援課 各総合事務所 地域福祉課
	生活支援体制整備事業 (介護保険法第115条の45第2項5号)	生活支援体制整備事業	第106条の4第2項第3号ロ	国 38.5/100 都道府県 19.25/100 市町村 19.25/100 一号保険料 23/100	福祉部 地域包括ケアシステム推進室
障害	地域活動支援センター事業 (障害者総合支援法第77条第1項9号)	地域活動支援センター事業(※3)	第106条の4第2項第3号ハ	国 50/100以内 都道府県 25/100以内	福祉部 障害福祉課
子育て	地域子育て支援拠点事業 (子ども・子育て支援法第59条第9号)	子育て支援センター運営	第106条の4第2項第3号ニ	国 1/3 都道府県 1/3	こども部 こども政策課
困窮	生活困窮者支援等のための地域づくり事業 (「生活困窮者自立相談支援事業等実施要綱」3-(4)-ス-(オ))	生活困窮者支援等のための地域づくり事業	第106条の4第2項第3号柱書	国 1/2	中央総合事務所 生活福祉2課

参加

新たな機能	参加支援 ※地域資源と対象者との間を取持つ機能を強化し、既存制度では対応できない狭間のニーズに対応	多機関型包括的支援体制構築事業	第106条の4第2項第2号	国 1/2 都道府県 1/4 ※R5~ 市町村 1/4 移行準備事業上限額：37,300千円 ↓ +18,700千円 本事業上限額：56,000千円	福祉部 地域包括ケアシステム推進室
	アウトリーチ等を通じた継続的支援		第106条の4第2項第4号		
	多機関協働		第106条の4第2項第5号		
	支援プラン作成 ※支援プラン作成は、多機関協働と一体的に実施		第106条の4第2項第6号		

- ※1 基幹相談支援センター事業については、機能強化事業のみが交付金算定の事業
- ※2 障害者相談支援事業(市内5箇所に設置)については、財源が地方交付税のため、交付金算定の対象外
- ※3 地域活動支援センター事業については、基本事業の財源が地方交付税のため、機能強化事業のみが交付金算定の事業

本事業に移行後も事業費の負担割合等は変更なし

本事業に移行後は交付金の上限額が増